

## 公園緑地等維持業務委託評定基準

制定 令和 4 年 3 月 18 日

(環創技第 984 号局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 14 条の 2 の規定に基づき、横浜市が発注する公園緑地等維持業務委託の評定の基準及び取扱いについて定めるものである。

### (定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 完了検査 横浜市物品及び役務検査事務取扱規程（昭和 54 年 7 月達第 32 号。以下「検査規程」という。）第 4 条第 3 号に規定する完了検査をいう。
- (2) 部分検査 検査規程第 4 条第 2 号に規定する部分検査をいう。
- (3) 監督員 総括監督員、主任監督員及び担当監督員をいう。
- (4) 総括監督員 横浜市委託業務監督事務取扱規程（平成 30 年 11 月達第 16 号。以下「監督規程」という。）第 4 条に規定する総括監督員をいう。
- (5) 主任監督員 監督規程第 4 条に規定する主任監督員をいう。
- (6) 担当監督員 監督規程第 4 条に規定する担当監督員をいう。
- (7) 検査員 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 56 条第 1 項に規定する検査職員等をいう。
- (8) 評定 要綱第 14 条の規定に基づき、仕様のとおりに業務が履行されたか否かを判断することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この基準における用語の意義は、横浜市契約規則の例による。

### (評定の基準)

第 3 条 公園緑地等維持業務委託の評定の基準は、別表 1（公園緑地等維持業務委託採点の考査対象項目の考査対象項目別運用表）（以下「別表 1」という。）、別表 2（公園緑地等維持業務委託採点表）（以下「別表 2」という。）及び別表 3（公園緑地等維持業務委託評定対応表）（以下「別表 3」という。）のとおりとする。

(評定の対象)

第4条 この基準により評定を行う対象は、公園緑地等維持業務共通仕様書を適用している公園緑地等維持業務委託のうち財政局で契約手続きを行ったもので、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 環境創造局みどりアップ推進部又は公園緑地部が発注したもの。
  - (2) 各区土木事務所が発注し、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園を対象に履行するもの。
- 2 この基準による評定は、完了検査又は部分検査(以下「各検査」という。)において行う。

(評定の方法等)

第5条 監督員及び検査員は、前条の評定の対象となる委託の各検査終了後、監督又は検査により確認した事項について、別表1及び別表2により、遅滞なく、的確かつ公正に採点するものとする。

- 2 前項の規定による監督員の採点は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員の合議及び総意により行うものとする。
- 3 検査員は、前2項の規定による採点の結果をもとに、別表3により、「優」、「良」、「可」又は「不合格」の評定を実施し、次に掲げる区分により、遅滞なく、公園緑地等維持業務委託検査評定書を作成し、これに評定結果を記録するものとする。

- (1) 完了検査を行ったとき 公園緑地等維持業務委託完了検査評定書(第1号様式)
- (2) 部分検査を行ったとき 公園緑地等維持業務委託部分検査評定書(第2号様式)

4 検査員は、前項の評定に基づき、要綱第15条第1項の検査調書に評定を記載するものとする。

5 前項の規定により作成した公園緑地等維持業務委託完了検査評定書(第1号様式)又は公園緑地等維持業務委託部分検査評定書(第2号様式)は、要綱第15条第1項の検査調書とあわせて、監督員が保管するものとする。

(評定結果の通知)

第6条 総括監督員は、評定結果を、次の区分により契約の相手方に通知するものとする。

- (1) 完了検査を行ったとき 公園緑地等維持業務委託完了検査評定結果通知書(第3号様式)
- (2) 部分検査を行ったとき 公園緑地等維持業務委託部分検査評定結果通知書(第4号様式)

(評定結果の修正)

第7条 監督員及び検査員は、前条の規定による通知を行った後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

2 総括監督員は、前項の修正を行ったときは、その結果を速やかに公園緑地等維持業務委託評定結果修正通知書（第5号様式）により契約の相手方に通知しなければならない。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 公園緑地等維持業務委託採点の審査対象項目の審査対象項目別運用表

(1) 監督員

1. 施工体制

I. 現場責任者

No.	審査対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	審査対象項目の評価	
1	連絡調整の状況 [「公園緑地等維持業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)第10条第1項第2号]	-	※【1】の該当なし
		【2】	現場責任者が、監督員と連絡調整を行っている。
		【3】	現場責任者による、監督員との連絡調整が不十分である。 口頭、ファクシミリ、電子メール等の監督員指示書以外の手段による指導(以下「口頭指導等」という。)を行い、改善した。
		【4】	口頭指導等で改善せず、監督員指示書による注意(以下「書面注意」という。)を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
2	業務の把握・実施状況 [「共通仕様書」第10条第1項第2項]	【1】	現場責任者の業務の把握状況が優れており、状況に応じて工夫しながら、業務を円滑に実施している。
		【2】	現場責任者が、業務を総合的に把握し、円滑に実施している。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	現場責任者が、業務を十分把握していない。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
3	知識等の保有状況 [「共通仕様書」第10条第1項第2号]	【1】	現場責任者が、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識を十分有しており、作業時期、方法等について提案している。 かつ、作業条件をよく理解し、的確に判断して実施している。
		【2】	現場責任者が、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識を有している。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	現場責任者が、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識が不足しがちで、履行にあたり監督員が助言・指導している。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
4	現場責任者の常駐状況 [「共通仕様書」第10条第1項第3号、第10条第3項]	-	※【1】の該当なし
		【2】	作業中、現場責任者が現場に常駐している。 なお、やむを得ず現場に常駐できない場合は、事前に「委託業務打合せ簿」により監督員が承諾した代理の責任者が配置されている。
		【3】	次のいずれか、又は全てに該当する場合 口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	①作業中、現場責任者が現場に常駐していない。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	②やむを得ず常駐できない場合に、代理の責任者が配置されていない。 口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。

5	社名の明示及び腕章等の着用状況 [「共通仕様書」第10条第2項]	—	※【1】の該当なし		
		【2】	社名が明示され、現場責任者であることが記載された腕章等を身につけている。		
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	社名や現場責任者であることが記載された腕章等を身につけていないことがある。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。	
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。	
6	その他 理由：	【1】	他の調査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。		
		—	※【2】の該当なし		
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	他の調査対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。	
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。	
		【6】	その他の調査対象項目はない。		
細別の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した調査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a	良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。	
		b	ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。	
				【2】のみに該当がある。	
				【1】及び【3】に該当があり、かつ、【4】及び【5】に該当がない。	
		c	他の評価に該当しない	a、b、d、eに該当しない場合。	
		d	やや不適切である	【4】に該当がある。	
		e	不適切である	【5】に該当がある。	
※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：					

## Ⅱ. 施工体制一般

No.	考查対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	考查対象項目の評価	
1	業務従事者の従事状況 [「委託契約約款」第9条第2項]	【1】	業務従事者が、現場責任者に適切に指揮監督され、従事している。かつ、業務従事者に、現場責任者と同等の資格を有している者がいる。
		【2】	業務従事者が、現場責任者に適切に指揮監督され、従事している。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	業務従事者が適切に従事していない。口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
2	業務計画書の記載内容 [「共通仕様書」第11条、第15条第13項、第19条第6項]	【1】	業務計画書に、共通仕様書に基づく必要事項が記載されるとともに、現場条件に基づく提案、工夫がなされている。かつ、監督員と十分調整のうえ提出している。
		【2】	業務計画書に、共通仕様書に基づく必要事項が記載されている。かつ、監督員と十分調整のうえ提出している。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	業務計画書の記載に不備がある。口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
3	業務計画書の遵守状況 [「共通仕様書」第11条第1項]	【1】	現場条件に基づく提案、工夫がなされた業務計画書が提出されており、業務の履行にあたり、業務計画書に記載している作業内容、手順、作業方法、安全対策などを遵守している。かつ、業務計画書の内容を円滑に実施できるよう、業務従事者への業務計画書の内容の周知方法などに工夫があった。
		【2】	業務の履行にあたり、業務計画書に記載している作業内容、手順、作業方法、安全対策などを遵守している。
		【3】	次のいずれか、又は全てに該当する場合 口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	①業務の作業内容、手順、方法、安全対策などが監督員と十分調整されておらず、改善の余地がある。口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	②現場の施工体制が、業務計画書と一致しない。口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
4	緊急対応工の体制・対応等 [「公園緑地調査出動及び公園緑地緊急出動特記仕様書」]	—	※【1】の該当なし
		【2】	公園緑地調査出動・公園緑地緊急出動の準備及び体制が整えられている。かつ、出動を指示した場合に、対応が適切に行われている。
		【3】	次のいずれか、又は複数に該当する場合 口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	①公園緑地調査出動・公園緑地緊急出動の準備及び体制が整えられていることが確認できない。口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	②公園緑地調査出動・公園緑地緊急出動が必要であったにもかかわらず、対応に時間を要した。 ③安全確保のための早急な作業実施の指示に対し、作業が遅れた。口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	考查対象項目に該当しない。

5	その他 理由：	【1】	他の調査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。	
		—	※【2】の該当なし	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	他の調査対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	その他の調査対象項目はない。	
細別の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した調査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a	良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
		b	ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
				【2】のみに該当がある。
				【1】及び【3】に該当があり、かつ、【4】及び【5】に該当がない。
		c	他の評価に該当しない	a、b、d、eに該当しない場合。
		d	やや不適切である	【4】に該当がある。
		e	不適切である	【5】に該当がある。
		※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：		

## 2. 施工状況

### I. 施工管理

No.	審査対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	審査対象項目の評価		
1	書類の提出状況 [「委託契約約款」第2条、第3条、第6条第2項、第9条ほか]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	委託契約約款及び共通仕様書、その他当該業務委託に適用されている特記仕様書等（以下、「仕様書等」という。）において、提出が定められた書類が適切に提出された。	
		【3】	次のいずれか、又は全てに該当する場合 ①適切に提出されない書類があった。	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	②未提出の書類があった。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
2	業務看板の設置状況 [「共通仕様書」第7条]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意版、制札版など（以下「業務看板」という。）を、公園利用者などが見やすい位置に設置している。	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	業務看板の設置位置や内容に不備がある。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
3	後片付けの状況 [「共通仕様書」第8条]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行っている。	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	作業終了後、後片付けを十分行っていない。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
4	作業の実施状況 [「共通仕様書」第21条、第32条、第33条、第41条ほか]	【1】	事前に現場状況を十分把握の上、作業の必要性や作業方法、剪定等で目標とする樹形等の提案等を行っている。かつ、提案等について監督員と協議を行うとともに、監督員指示書に基づいて作業を行っている。	
		【2】	仕様書等に定められた目的及び時期に沿って、監督員と協議を行うとともに、監督員指示書に基づいて作業を行っている。	
		【3】	仕様書等に定められた作業目的及び時期や、監督員指示書どおりに作業を行っていない。	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	又は、監督員指示書により指示していない不必要な作業を行っている。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
5	発生材の処理状況 [「共通仕様書」第17条、「剪定枝等の廃棄物の処理に関する特記仕様書（公園・緑地版）」]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	発生材を、仕様書等に沿って適切に処理している。	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	発生材を、仕様書等に沿って処理していない。又は、監督員に協議なく、処分先を変更している。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。



6	過積載防止の取組状況 [「共通仕様書」第18条]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	剪定枝や刈草等の運搬にあたり、過積載防止を厳守している。	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	過積載防止の取り組みが不十分である。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
7	その他 理由：	【1】	他の調査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。	
		—	※【2】の該当なし	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	他の調査対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	その他の調査対象項目はない。	
細別 の 評 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した調査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a	良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
		b	ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
				【2】のみに該当がある。
				【1】及び【3】に該当があり、かつ、【4】及び【5】に該当がない。
		c	他の評価に該当しない	a、b、d、eに該当しない場合。
		d	やや不適切である	【4】に該当がある。
		e	不適切である	【5】に該当がある。
		※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：		

## Ⅱ. 工程管理

No.	考查対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	考查対象項目の評価	
1	検査対象期間全体を通しての工程管理の状況 [「共通仕様書」第12条]	【1】	予期せず作業が集中した場合等でも、迅速に作業できるよう、作業体制を整えており、出来ばえも良好である。
		【2】	業務計画書に記載した工程表に基づき、適正な進捗管理に努めている。
		【3】	次のいずれか、又は全てに該当する場合 口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	①自主的な工程管理が不足し、作業を催促することがある。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	②監督員が指示した作業期限までに作業が終わらない、又は、遅れがちである。 口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
2	各作業工程の調整状況 [「共通仕様書」第12条第2項]	【1】	現場責任者が事前に現地確認を行い、天候、生育状態などを考慮し最大の効果が期待できるよう各作業工程の検討したうえで、監督員と調整を行っており、その状況が優れている。
		【2】	各作業工程について、監督員と十分に調整が行われた。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	各作業工程について、監督員との調整が不足している。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
3	工程変更時の対応状況 [「共通仕様書」第12条第3項]	—	※【1】の該当なし
		【2】	次のいずれかに該当する場合 ①業務計画書に記載した工程に変更が生じる恐れがある場合、事前に監督員の承諾を受け工程を変更している。 ②業務計画書に記載した工程に変更が生じなかった。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	工程表や、指示した作業予定を、事前に監督員の承諾を受けずに、受託者が変更することがある。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
4	週報等の提出状況 [「共通仕様書」第12条第4項]	—	※【1】の該当なし
		【2】	週報、又は監督員が認めた週報に準ずる報告書（旬報、月報など）（以下、「週報等」という。）を、監督員が不要と認めた場合を除き、欠かさず提出した。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	週報等の提出が遅れる、又は監督員が不要と認めていないにもかかわらず提出されないことがある。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。

5	週報等に基づく作業状況 [「共通仕様書」第12条]	—	※【1】の該当なし		
		【2】	次の全てに該当する場合 ①監督員が特に実施日時を指定した作業について、天候不順等やむを得ない場合を除き、週報等に記載した工程に基づき作業を実施した。 ②週報等に記載した工程に変更の恐れがある場合、監督員の承諾を受け工程を変更した。		
		【3】	次のいずれか、又は全てに該当する場合	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	①週報等に記載した作業予定を、監督員の承諾を受けずに変更することがある。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。	
		【5】	②週報等を提出せずに作業を行うことがある。	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。	
6	その他 理由：	【1】	他の考査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。		
		—	※【2】の該当なし		
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	他の考査対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。	
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。	
		【6】	その他の考査対象項目はない。		
細別の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した考査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a	良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。	
		b	ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。	
				【2】のみに該当がある。	
				【1】及び【3】に該当があり、かつ、【4】及び【5】に該当がない。	
		c	他の評価に該当しない	a、b、d、eに該当しない場合。	
		d	やや不適切である	【4】に該当がある。	
		e	不適切である	【5】に該当がある。	
※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合は理由：					

### Ⅲ. 安全管理

No.	考查対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	考查対象項目の評価		
1	作業用の機械器具の状況 [「共通仕様書」第13条第1項]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	作業用の機械器具などが、各作業に適するものが使用されている。かつ、機械器具類の目的外使用が行われてない。	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	使用されている作業用の機械器具が、各作業に十分適していない。又は、機械器具が誤って使用されている。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。	
2	公衆災害防止①：全体的な公衆災害防止の状況 [「共通仕様書」第15条ほか]	【1】	公衆災害の防止の安全対策に工夫が見られ、積極的に取り組んでいる。	
		【2】	公衆災害防止の安全対策が講じられている。	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	公衆災害防止の安全対策が不十分である。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。	
3	公衆災害防止②：高所からの枝・幹等の落下防止の状況 [「共通仕様書」第41条第6項、第61条第2項、第62条第2項、第63条第2項・第3項・第4項]	【1】	高所からの枝・幹の落下防止（吊切り等）、その他落下物の防止措置に工夫が見られ、現場状況に応じた独自の取り組みがあった。	
		【2】	高所からの枝・幹の落下防止（吊切り等）、その他落下物の防止措置を講じている。	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	高所からの枝・幹の落下防止（吊切り等）、その他落下物の防止措置を、適切に講じていない。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。	
		【6】	考查対象項目に該当しない。	
4	公衆災害防止③：草刈等の石飛等防止の状況 [「共通仕様書」第15条第9項]	【1】	草刈等の作業にあたり石や土埃等の飛散による事故及び被害発生の防止措置（立入禁止、飛散防止用ネット・板の仕様、防塵対策措置等）に特段の配慮をもって、作業を実施している。	
		【2】	草刈等の作業にあたり石や土埃等の飛散による事故及び被害発生の防止措置（立入禁止、飛散防止用ネット・板の使用、防塵対策措置等）を講じている。	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	草刈等の作業にあたり石や土埃等の飛散による事故及び被害発生の防止措置（立入禁止、飛散防止用ネット・板の使用、防塵対策措置等）を、適切に講じていない。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。	
		【6】	考查対象項目に該当しない。	

5	労働災害防止の状況 [「共通仕様書」第15条]	【1】	労働災害の防止に積極的に取り組んでいる。 又は、安全管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。	
		【2】	労働災害防止の安全対策が講じられている。	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	労働災害防止の安全対策が不十分である。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
6	作業機械や発生材の整理・搬出状況 [「共通仕様書」第15条第7項、第17条]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	作業機械や道具類（ガソリン等を含む）、発生材等が作業の都度整理され、速やかに搬出されている。	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	作業機械や道具類（ガソリン等を含む）、発生材等の現場内の整理整頓、速やかな搬出が滞りがちである。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
7	安全に関する研修、訓練等の状況 [「共通仕様書」第15条第12項・第13項]	【1】	安全に関する研修、訓練等が定期的実施され、報告書類が提出された。かつ、独自の取組みがあった。	
		【2】	安全に関する研修、訓練等が定期的実施され、報告書類が提出された。	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	安全に関する研修、訓練等に不備がある。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
8	事故の有無 [「共通仕様書」第15条]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	安全管理に努め、事故を発生させなかった。	
		【3】	事故を発生させた。	
		【4】	次のいずれか、又は全てに該当する場合 ①事故を発生させ、かつ、事故報告書のとおり再発防止策がなされていない。 ②事故発生原因に関する不備が重大であったため、事故報告書の受理に加えて監督員指示書による指導を行った。	書面注意を1回行った。
		【5】		書面注意を2回以上行った。 又は、再発防止策の不備により同種の事故を再発させた。
9	事故発生時の対応状況 [「共通仕様書」第15条第11項]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	事故が発生した場合に二次災害を防止するため必要な措置を講じ、監督員及び関係機関に直ちに連絡し、遅滞なく事故報告書を提出した。	
		—		※【3】の該当なし
		【4】	受託者の責の有無を問わず、事故後の対応が不十分だった。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	考査対象項目に該当しない。	

10	その他 理由：	【1】	他の調査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。	
		—	※【2】の該当なし	
		【3】		口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	他の調査対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】		口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	その他の調査対象項目はない。	
細別の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した調査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a	良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
		b	ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
				【2】のみに該当がある。
				【1】及び【3】に該当があり、かつ、【4】及び【5】に該当がない。
		c	他の評価に該当しない	a、b、d、eに該当しない場合。
		d	やや不適切である	【4】に該当がある。
		e	不適切である	【5】に該当がある。
※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

#### IV. 市民対応

No.	考查対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	考查対象項目の評価		
1	地元住民等への説明状況 [「共通仕様書」第6条第1項]	【1】	地元住民や公園愛護会等（以下「地元住民等」という。）への作業の周知、情報提供がわかりやすく適切であり、工夫がみられた。	
		【2】	次のいずれかに該当する場合 ①業務の履行に先立ち、監督員と調整の上、地元住民等に業務の内容を説明した。 ②監督員との調整の結果、地元住民等への説明は不要となった。	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	地元住民等への説明が必要な場合に、説明内容、方法、時期等が監督員の指示どおりでなかった。 <table border="1" data-bbox="970 528 1412 607"> <tr> <td>口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。</td> </tr> </table>	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。				
		【5】	<table border="1" data-bbox="970 607 1412 674"> <tr> <td>口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。</td> </tr> </table>	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。				
2	地元住民等からの要望等への対応状況 [「共通仕様書」第6条第2項]	【1】	地元住民等からの要望等があった場合、又は交渉を要した場合の対応が優れており、良好な対外関係を築いた。	
		【2】	次のいずれかに該当する場合 ①地元住民等からの要望等があった場合又は交渉を要した場合に、速やかに監督員に連絡し、誠意をもって解決を図っている。 ②地元住民等からの要望等はなかった。	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	地元住民等から要望等があった場合の対応が不十分である。 <table border="1" data-bbox="970 943 1412 1021"> <tr> <td>口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。</td> </tr> </table>	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。				
		【5】	<table border="1" data-bbox="970 1021 1412 1088"> <tr> <td>口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。</td> </tr> </table>	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。				
3	苦情の有無 [「共通仕様書」第6条]	—	※【1】の該当なし	
		【2】	委託業務の履行にあたり、地元住民等からの苦情がなかった。	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	地元住民等とトラブルを発生させ、苦情があり、履行に悪影響が生じた。 <table border="1" data-bbox="970 1247 1412 1326"> <tr> <td>口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。</td> </tr> </table>	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。				
		【5】	<table border="1" data-bbox="970 1326 1412 1391"> <tr> <td>口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。</td> </tr> </table>	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。				
4	その他 理由：	【1】	他の考查対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。	
		—	※【2】の該当なし	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。	
		【4】	他の考查対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。 <table border="1" data-bbox="970 1576 1412 1655"> <tr> <td>口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。</td> </tr> </table>	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。				
		【5】	<table border="1" data-bbox="970 1655 1412 1711"> <tr> <td>口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。</td> </tr> </table>	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。				
		【6】	その他の考查対象項目はない。	

細別 の 評 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した審査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a	良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
		b	ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
				【2】のみに該当がある。
				【1】及び【3】に該当があり、かつ、【4】及び【5】に該当がない。
		c	他の評価に該当しない	a、b、d、eに該当しない場合。
		d	やや不適切である	【4】に該当がある。
		e	不適切である	【5】に該当がある。
※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				



### 3. 出来ばえ

#### I. 出来ばえ

No.	審査対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	審査対象項目の評価	
<b>【主たる工種を評価する項目】</b>			
1	草刈工の出来ばえ [「共通仕様書」第23条、第24条]	【1】	草刈作業が丁寧で刈むらが無い等、美観よく仕上げられている。
		【2】	仕様書等に基づき、適切に仕上げられている。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	再履行の指示を行った。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
2	剪定工の出来ばえ [「共通仕様書」第32条第2項、第33条第2項、第37条、第38条、第39条第1項・第3項～第5項ほか]	【1】	仕様書等をよく理解し、次の例示のように履行されている場合。 (例) ・樹冠内の日照や通風が確保され、樹形が美しく整っている。 ・目標とする樹形が指示されている場合、目標とする樹形形成に最適な作業が行われている。 ・将来の剪定作業を想定して、枝を残している。
		【2】	仕様書等に基づき、適切に仕上げられている。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	再履行の指示を行った。 又は、今後の改善を指示した。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
3	刈込工の出来ばえ [「共通仕様書」第33条第3項、第44条]	【1】	美しく整形され、人工的な美しさが向上している。 かつ、玉物、トピアリー等、特殊な仕上がり形状の場合は、刈り込みにあたり、施工方法、仕上がり形状等を監督員に提案し、目的を踏まえて美しく整えられている。
		【2】	仕様書等に基づき、適切に仕上げられている。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	再履行の指示を行った。 又は、今後の改善を指示した。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
4	その他の主たる工種・理由： ■工種 ■理由	【1】	その他の主たる工種を審査対象項目とする場合は、工種を記載する。 かつ、良好な点がある場合は、理由を記載する。
		【2】	その他の主たる工種を審査対象項目とする場合は、工種を記載する。 かつ、仕様書等に基づく出来ばえである場合、理由を記載する。
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】	その他の主たる工種を審査対象項目とする場合は、工種を記載する。 かつ、不適切な点がある場合は、理由を記載する。 口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】	その他の主たる工種はない。

【全体を評価する項目】			
5	作業目的の理解 [「共通仕様書」第21条、第27条、第32条、第45条、第49条、第52条、第54条、第59条、第67条、第70条、第76条、第82条、第87条、第89条]	【1】 仕様書等や監督員指示書により示された各作業の目的を理解し、植物の性質に十分留意して適切に作業を行っている。	
		【2】 仕様書等や監督員指示書により示された各作業の目的を理解し、適切に作業を実施している。	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】 仕様書等や監督員の指示に基づかない作業が行われ、植物管理等に支障を生じている。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
6	その他 理由：	【1】 他の考査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。	
		— ※【2】の該当なし	
		【3】	口頭指導等を行い、改善した。
		【4】 他の考査対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。	口頭指導等で改善せず、書面注意を1回行った。
		【5】	口頭指導等で改善せず、書面注意を2回以上行った。
		【6】 その他の考査対象項目はない。	
細別の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した考査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a 良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
		b ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】～【5】に該当がない。
			【2】のみに該当がある。
		c 他の評価に該当しない	【1】及び【3】に該当があり、かつ、【4】及び【5】に該当がない。
			a、b、d、eに該当しない場合。
		d やや不適切である	【4】に該当がある。
		e 不適切である	【5】に該当がある。
※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：			

#### 4. 創意工夫

##### I. 創意工夫 (※企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する)

No.	審査対象項目	審査対象項目の評価	
1	対象とする植物の性質・生育状況の特殊性	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
2	作業用通路・作業スペース等の制約	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
3	急傾斜地等地形・地質条件の影響	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
4	供用中の道路、架空線、建築物等の近接物	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
5	公園利用者や地元住民等に対し、特に配慮が必要な作業	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
6	隣接者への配慮、調整	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
7	災害等での臨機の処置	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
8	台風などの災害対応時における、被害の早期収束への貢献	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
9	美化および美観維持に関する工夫	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
10	事故未然防止の取組	【1】	該当する。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
11	その他 理由：	【1】	他の審査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。
		【6】	その他の審査対象項目はない。
細別の評価	【1】を選択した審査対象項目について、1項目当り+0.5点で評価する。ただし、最大+4.0点とする。		

## (2) 検査員

## 5. 施工状況

## I. 施工管理

No.	検査対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	検査対象項目の評価	
1	現場責任者の業務の把握状況 [「共通仕様書」第10条第1項第2号]	【1】	現場責任者が、業務を総合的かつきめ細かく把握し、現場の管理・運営が優れており、検査員の質問に対して的確な回答がなされている。かつ、下請負契約を締結している場合は、施工状況・施工体制を把握し、適切な指導を行っている。
		【2】	現場責任者が、業務を総合的に把握し、円滑に実施している。
		【3】	現場責任者が、業務や履行状況を十分把握しておらず、検査員の質問に的確に答えられない。
2	現場責任者の知識の保有状況 [「共通仕様書」第10条第1項第2号]	【1】	現場責任者が、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識を十分有しており、作業時期、方法等について提案している。かつ、作業条件をよく理解し、的確に判断して実施している。
		【2】	現場責任者が、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識を有している。
		【3】	現場責任者が、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識が不足しがちで、履行にあたり監督員が助言・指導している。
3	業務計画書の遵守状況 [「共通仕様書」第11条第1項]	—	※【1】の該当なし
		【2】	業務計画書を遵守して、委託の履行にあたっている。
		【3】	業務計画書に基づかない部分が度々あった。
4	着手時の提出書類に変更が生じた場合の対応状況 [「共通仕様書」第11条第2項、「委託契約約款」第6条第2項、第9条第1項]	—	※【1】の該当なし
		【2】	次のいずれかに該当する場合 ①着手時の提出書類の内容に変更が生じた場合、その都度事前に変更書類を提出している。その際、関連する書類を全て変更している。 ②変更が生じなかった。
		【3】	着手時の提出書類の内容に変更が生じた場合に、事前に変更書類が提出されていない。
5	安全対策の状況 [「共通仕様書」第15条]	【1】	仕様書等に基づき、安全対策が講じられている。かつ、安全体制を確立し組織的に取り組んでいる。
		【2】	仕様書等に基づき、安全対策が講じられている。
		【3】	安全対策が不十分である。
6	その他 理由：	【1】	他の検査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。
		—	※【2】の該当なし
		【3】	他の検査対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。
		【6】	その他の検査項目はない。

細別の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した審査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a	良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】に該当がない。
		b	ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】に該当がない。
				【2】のみに該当がある。
		c	他の評価に該当しない	a、b、d、eに該当しない場合。
		d	やや不適切である	【3】の4/5未満に該当がある。
		e	不適切である	【3】の4/5以上に該当がある。
※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

## 6. 出来形

### I. 出来形

No.	審査対象項目 ※[ ]は、主な参照箇所	審査対象項目の評価	
1	検査書類の作成状況 [「共通仕様書」第20条第2項・第3項]	—	※【1】の該当なし
		【2】	仕様書等に定められた検査書類が、業務の内容に応じて不足なく作成されている。
		【3】	仕様書等に定められた検査書類が不足している。
2	出来高数量表、出来高内訳書及び数量根拠資料のとりまとめ状況 [「共通仕様書」第20条第2項・第3項]	【1】	出来高数量表、出来高内訳書及び数量根拠資料が、作業項目、規格ごとに計算ミスや記載ミス等がなく正確にまとめられている。 かつ、チェック方法やまとめ方に独自の工夫がみられ、分かりやすくまとめられている。
		【2】	出来高数量表、出来高内訳書及び数量根拠資料が、作業項目、規格ごとに計算ミスや記載ミス等がなく正確にまとめられている。
		【3】	出来高のまとめ方が分かりにくく、根拠が確認しづらい。
3	伝票・作業日報の整理状況 [「共通仕様書」第20条第2項・第3項]	【1】	処分伝票及び集計表、材料伝票、交通誘導員伝票又は日報、高所作業車利用伝票又は日報等（以下「各種伝票・日報」という。）のうち、当該業務で使用したものが不足なく整理され、出来高数量内訳書や記録写真等との整合が確認できる。 かつ、チェック方法やまとめ方に独自の工夫がみられ、分かりやすくまとめられている。
		【2】	各種伝票・日報のうち、当該業務で使用したものが不足なく整理され、出来高数量内訳書や記録写真等との整合が確認できる。
		【3】	各種伝票・日報と出来高数量表等、記録写真等との整合が確認しづらい。
		【6】	審査対象項目に該当しない。
4	実施工程表、業務日誌、記録写真等の状況 [「共通仕様書」第20条第2項・第3項]	【1】	実施工程表と業務日誌、記録写真等の内容が整合している。 かつ、チェック方法やまとめ方に独自の工夫がみられ、分かりやすくまとめられている。
		【2】	実施工程表と業務日誌、記録写真等の内容が整合している。
		【3】	実施工程表と業務日誌、記録写真等の内容の整合が確認しづらい。
5	記録写真の状況 [「共通仕様書」第19条、「公園緑地等維持業務委託における写真管理基準（案）」]	【1】	記録写真が、「共通仕様書」、「公園緑地等維持業務委託における写真管理基準（案）」（以下、「写真管理基準」という。）及び業務計画書の記載に従って撮影され、分かりやすく整備されている。 かつ、作業後には目視で確認できなくなる部分について写真で的確に判断できるなどの工夫がされている。
		【2】	記録写真が、「共通仕様書」、「写真管理基準」及び業務計画書の記載に従って撮影され、整備されている。
		【3】	記録写真が、「共通仕様書」、「写真管理基準」及び業務計画書に従って撮影されていない。
6	その他 理由：	【1】	他の審査対象項目と重複しない内容で良好な点がある場合は、理由を記載する。
		—	※【2】の該当なし
		【3】	他の審査対象項目と重複しない内容で不適切な点がある場合は、理由を記載する。
		【6】	その他の審査項目はない。

細別の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細別の評価は、右の判断基準をもとにa～eを判断する。ただし、【6】を選択した審査対象項目は、細別の評価の判断に際して項目数の母数に含めない。</li> <li>・細別の評価は下位優先とする。</li> <li>・判断基準によりがたい場合は、評価を変更することができる。</li> <li>・a、d、e評価の場合又は評価を変更した場合は、理由を記録する。</li> </ul>	a	良好である	【1】の1/2以上に該当があり、かつ、【3】に該当がない。
		b	ほぼ適切である	【1】の1/2未満に該当があり、かつ、【3】に該当がない。
				【2】のみに該当がある。
		c	他の評価に該当しない	a、b、d、eに該当しない場合。
		d	やや不適切である	【3】の4/5未満に該当がある。
		e	不適切である	【3】の4/5以上に該当がある。
※ a、d、e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

別表2 公園緑地等維持業務委託採点表

採点者	考查項目 (※1)		加減点					計
	項目	細別	a	b	c	d	e	
(1) 監督員 (※2)	1. 施工体制	I. 現場責任者	+4.0	+1.0	0.0	-3.0	-8.0	点
		II. 施工体制一般	+3.0	+1.0	0.0	-3.0	-6.0	
	2. 施工状況	I. 施工管理	+3.0	+1.0	0.0	-3.0	-6.0	点
		II. 工程管理	+4.0	+1.0	0.0	-3.0	-8.0	
		III. 安全管理	+4.0	+1.0	0.0	-3.0	-8.0	
		IV. 市民対応	+3.0	+1.0	0.0	-3.0	-8.0	
	3. 出来ばえ	I. 出来ばえ	+4.0	+1.0	0.0	-3.0	-8.0	点
4. 創意工夫	I. 創意工夫	評価1項目当り+0.5点 ただし、最大+4.0点					点	
(2) 検査員	5. 施工状況	I. 施工管理	+3.0	+1.0	0.0	-3.0	-6.0	点
	6 出来形	I. 出来形	+3.0	+1.0	0.0	-3.0	-7.0	
加減点合計 (小数点第1位まで記入する。)							点	
評定点 (65点±加減点合計とする。四捨五入により整数とする。)							/100点	

(※1) 細別ごとの評価は、別表1によるものとし、検査員の評価に先立ち監督員が行う。

(※2) 監督員の採点は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員の合議及び総意により行う。

別表3 公園緑地等維持業務委託評定対応表

評定	判断基準
優	e評価に該当する細別がなく、評定点が85点以上の場合
良	e評価に該当する細別がなく、評定点が60点以上85点未満の場合
可	次のいずれかに該当する場合 ①e評価に該当する細別がなく、評定点が60点未満の場合 ②評定点によらず、e評価に該当する細別がある場合
不合格	「横浜市物品及び役務検査事務取扱要綱」第14条第2号エのとおりとし、「仕様のとおり業務が行われなかった場合」とは、重大な仕様書違反により業務全体に支障があった場合に適用する。

(※1) 評定は、下位優先とする。

(※2) 細別ごとの評価は、別表1によるものとする。

(※3) 評定点は、別表2によるものとする。



# 公園緑地等維持業務委託 完了検査評定書

第 号  
年 月 日

所属  
検査員 職  
氏名 印  
所属  
総括監督員 職  
氏名 印  
所属  
主任監督員 職  
氏名 印  
所属  
担当監督員 職  
氏名 印

契約件名							
契約の相手方							
契約年月日		年月日	完了年月日		年月日		
完了届年月日		年月日	検査年月日		年月日		
採点者	考査項目		加減点			評定点 (65点±①) ※3	評定
	項目	細別	加減点	計	合計 (①) ※2		
(1) 監督員 ※1	1. 施工体制	I. 現場責任者		点	点	/100点	<input type="checkbox"/> 優 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不合格
		II. 施工体制一般					
	2. 施工状況	I. 施工管理		点			
		II. 工程管理					
		III. 安全管理					
	IV. 市民対応						
3. 出来ばえ	I. 出来ばえ		点				
4. 創意工夫	I. 創意工夫		点				
(2) 検査員	5. 施工状況	I. 施工管理		点			
	6. 出来形	I. 出来形					
検査員所見			監督員所見				

※1 監督員の採点は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員の合議及び総意により行う。  
 ※2 小数点第1位まで記入する。 ※3 四捨五入により整数とする。

# 公園緑地等維持業務委託 部分検査評定書

(第 回)

最終回

↑該当する場合、チェックを入れること

第 号  
年 月 日

所属  
検査員 職  
氏名 印  
所属  
総括監督員 職  
氏名 印  
所属  
主任監督員 職  
氏名 印  
所属  
担当監督員 職  
氏名 印

契約件名							
契約の相手方							
契約年月日		年月日	部分完了年月日		年月日		
部分完了届年月日		年月日	検査年月日		年月日		
採点者	考查項目		加減点			評定点 (65点±①) ※3	評定
	項目	細別	加減点	計	合計 (①) ※2		
(1) 監督員 ※1	1. 施工体制	I. 現場責任者		点	点	/100点	<input type="checkbox"/> 優 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不合格
		II. 施工体制一般					
	2. 施工状況	I. 施工管理		点			
		II. 工程管理					
		III. 安全管理					
	IV. 市民対応						
3. 出来ばえ	I. 出来ばえ		点				
4. 創意工夫	I. 創意工夫		点				
(2) 検査員	5. 施工状況	I. 施工管理		点			
	6 出来形	I. 出来形					
検査員所見			監督員所見				

※1 監督員の採点は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員の合議及び総意により行う。  
 ※2 小数点第1位まで記入する。 ※3 四捨五入により整数とする。

## 公園緑地等維持業務委託 完了検査評定結果通知書

第 号  
年 月 日

（契約の相手方）

様

（総括監督員）

公園緑地等維持業務委託評定基準に基づき、評定結果を通知します。

契 約 件 名			
契 約 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
評 定 点	/100点	評 定	

評定点の内訳は次のとおりです。

考査項目		加減点	計
項目	細別		
1. 施工体制	I. 現場責任者	点	点
	II. 施工体制一般	点	
2. 施工状況	I. 施工管理	点	点
	II. 工程管理	点	
	III. 安全管理	点	
	IV. 市民対応	点	
3. 出来ばえ	I. 出来ばえ	点	点
4. 創意工夫	I. 創意工夫	点	点
5. 施工状況	I. 施工管理	点	点
6 出来形	I. 出来形	点	点
加減点合計 ※小数点第1位まで記入する。			点
評定点（65点±加減点合計） ※四捨五入により整数とする。			/100点

＜連絡先＞

電話 （        ）

公園緑地等維持業務委託（第 回）  
 部分検査評定結果通知書 最終回

第 号  
 年 月 日

（契約の相手方）

様

（総括監督員）

公園緑地等維持業務委託評定基準に基づき、評定結果を通知します。

契 約 件 名			
契 約 年 月 日	年 月 日	部 分 完 了 年 月 日	年 月 日
評 定 点	/100点	評 定	

評定点の内訳は次のとおりです。

考査項目		加減点	計
項目	細別		
1. 施工体制	I. 現場責任者	点	点
	II. 施工体制一般	点	
2. 施工状況	I. 施工管理	点	点
	II. 工程管理	点	
	III. 安全管理	点	
	IV. 市民対応	点	
3. 出来ばえ	I. 出来ばえ	点	点
4. 創意工夫	I. 創意工夫	点	点
5. 施工状況	I. 施工管理	点	点
6 出来形	I. 出来形	点	点
加減点合計 ※小数点第1位まで記入する。			点
評定点（65点±加減点合計） ※四捨五入により整数とする。			/100点

<連絡先>

電話 ( )

## 公園緑地等維持業務委託 評定結果修正通知書

第            号  
 年    月    日

（契約の相手方）

様

（総括監督員）

公園緑地等維持業務委託評定基準に基づき、

〔 公園緑地等維持業務委託完了検査評定結果通知書（第3号様式）  
 公園緑地等維持業務委託部分検査評定結果通知書（第 回）（第4号様式） 〕 で通知した

評定結果を修正しましたので、通知します。

契 約 件 名			
契 約 年 月 日	年 月 日	完了年月日又は 部分完了年月日	年 月 日
修正前評定点	/100点	修正前評定	
修正後評定点	/100点	修正後評定	

修正後の評定点の内訳は次のとおりです。

考査項目		加減点	計
項目	細別		
1. 施工体制	I. 現場責任者	点	点
	II. 施工体制一般	点	
2. 施工状況	I. 施工管理	点	点
	II. 工程管理	点	
	III. 安全管理	点	
	IV. 市民対応	点	
3. 出来ばえ	I. 出来ばえ	点	点
4. 創意工夫	I. 創意工夫	点	点
5. 施工状況	I. 施工管理	点	点
6 出来形	I. 出来形	点	点
加減点合計 ※小数点第1位まで記入する。			点
評定点（65点±加減点合計） ※四捨五入により整数とする。			/100点

＜連絡先＞

電話            (            )